

令和6年5月17日

預託法違反の預託等取引業者に対する措置命令について

○ 消費者庁は、ヘリコプターその他航空機（以下「本件物品」という。）の販売等を行う業者であるエスアイヘリシス株式会社（本店所在地：東京都千代田区）（以下「エスアイヘリシス」といいます。）（注）につき、預託法上原則禁止とされる販売預託を行ったものと認定し、令和6年5月16日、預託法第19条第1項（第2号・第3号）の規定に基づき、直ちに違反行為を取りやめるとともに、その発生原因について、調査分析の上検証し、法令遵守体制の整備その他の再発防止策を講じ、これをエスアイヘリシスの役員及び従業員に、直ちに周知徹底するよう命じました。

（注）同名の別会社と間違えないよう会社所在地なども確認してください。

○ あわせて、消費者庁は、エスアイヘリシスに対して、消費者との間で締結した預託等取引契約の対象とする本件物品の売買契約等が、預託法第14条第3項の規定に基づき、その効力が生じないことを踏まえた対応を行うことを命じました。

1 処分対象事業者等

- (1) 名 称：エスアイヘリシス株式会社（注）
（法人番号：1010001180896）
- (2) 本店所在地：東京都千代田区九段北4丁目3番16号
- (3) 代 表 者：代表取締役 山本 学
- (4) 設 立：平成29年1月13日
- (5) 資 本 金：1,000万円
- (6) 取 扱 物 品：ヘリコプターその他の航空機

（注）同名の別会社と間違えないよう会社所在地なども確認してください。

2 預託法の規定に違反する行為

- (1) 勧誘等の禁止（預託法第9条第1項）
- (2) 契約の締結等の禁止（預託法第14条第1項）

3 消費者庁がした行政処分の詳細は、以下の別紙のとおりです。

別紙：エスアイヘリス株式会社に対する行政処分の概要

【本件に関するお問合せ】

本件に関するお問合せにつきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁と共に預託法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局まで御連絡ください。

なお、本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介を行うことはできませんので、あらかじめ御了承ください。

北海道経済産業局消費者相談室	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室	022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室	048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室	052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室	06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室	082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室	087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室	092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室	098-862-4373

本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルについて、相談・あっせんを要望される場合には、以下の消費者ホットラインを御利用ください。

- 消費者ホットライン（全国統一番号） 188（局番なし）
身近な消費生活相談窓口を御案内します。
※一部のIP電話、プリペイド式携帯電話からは御利用いただけません。
- 最寄りの消費生活センターを検索する。
<https://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

(別紙)

エスアイヘリシス株式会社に対する行政処分の概要

1 事業概要

エスアイヘリシス株式会社（以下「エスアイヘリシス」という。）は、ヘリコプターその他航空機（以下「本件物品」という。）の販売及び航空機関連事業等を行う事業者である。

エスアイヘリシスは、合同会社アドバンスサポート（以下「アドバンスサポート」という。）との間で、エスアイヘリシスを貸主、アドバンスサポートを借主とする本件物品の賃貸借契約を締結している。

エスアイヘリシスは、複数の消費者との間で航空機売買契約を締結して本件物品の所有権（共有持分）を販売するとともに、これに付随して本件物品の賃貸借契約の貸主の地位を消費者に譲渡する契約（以下「本件貸主変更契約」という。）を締結している。

その上で、エスアイヘリシスは、消費者と連名で、アドバンスサポートに対し、本件物品の貸主をエスアイヘリシスから消費者に変更する旨の通知をし、その後、アドバンスサポートの名義で消費者との間の本件物品の賃貸借契約に基づく賃料の支払が行われている。

2 処分の内容

措置命令

(1) エスアイヘリシスは、下記ア及びイに掲げる行為をしているものと認められ、これらの行為は預託法の各規定に違反するものと認められる。

ア 勧誘等の禁止（預託法第9条第1項）

エスアイヘリシスは、預託法第9条第1項に規定する内閣総理大臣の確認を受けずに、預託法第2条第1項第1号に掲げる取引（以下「預託等取引」という。）に係る契約（以下「預託等取引契約」という。）の対象となる物品を対象とする売買契約及び当該物品を対象とする預託等取引契約の締結について勧誘を行った。

イ 契約の締結等の禁止（預託法第14条第1項）

エスアイヘリシスは、預託法第9条第1項及び第14条第2項に規定する内閣総理大臣の確認を受けずに、預託等取引契約の対象となる物品を対象とする自ら売主となる売買契約及び当該物品を対象とする預託等取引契約を締結した。

各行為は、預託法に違反するものであることから、エスアイヘリシスは、

直ちに違反行為を取りやめるとともに、その発生原因について、調査分析の上検証し、法令遵守体制の整備その他の再発防止策を講じ、これをエスアイヘリスの役員及び従業員に、直ちに周知徹底すること。

- (2) エスアイヘリスは、消費者との間で預託等取引契約の対象とする本件物品の売買契約（以下「本件売買契約」という。）を締結するとともに、それに付随して本件物品の賃貸借契約の貸主の地位を消費者に譲渡する契約（以下「本件貸主変更契約」という。）を締結し、その旨をアドバンスサポートに消費者と連名で通知する方法によって、アドバンスサポートの名義で本件物品の預託を受けているところ、本件売買契約及び預託等取引契約たる本件貸主変更契約が預託法第14条第3項の規定に基づきその効力が生じないことを踏まえた対応を行うこと。
- (3) 令和4年6月1日から令和6年5月16日までの間に本件売買契約を締結した全ての消費者に対し、以下のアからウまでの事項を、消費者庁のウェブサイト（<https://www.caa.go.jp/>）に掲載される、エスアイヘリスに対して本措置命令をした旨を公表する公表資料を添付して、令和6年6月17日までに文書により通知し、同日までにその通知結果について消費者庁長官宛てに書面又は電磁的方法（通知したことを証明するに足る証票及び通知書面を添付すること。）により報告すること。

なお、令和6年5月30日までに、当該預託者に発送する予定の通知文書の記載内容及び同封書類一式をあらかじめ消費者庁長官宛てに書面又は電磁的方法により報告し承認を得ること。

ア 本措置命令の内容

イ 後記4の内容

ウ 本件売買契約及び本件貸主変更契約が預託法第14条第3項の規定によりその効力を生じないことを踏まえたエスアイヘリスの対応の内容

3 処分の根拠となる法令の条項

預託法第19条第1項（第2号及び第3号）

4 処分の原因となる事実

- (1) エスアイヘリスは、東京都千代田区九段北4丁目3番16号に本店を置き、航空機関連事業等を行っている。
- (2) エスアイヘリスは、消費者との間で本件物品を対象とする本件売買契約を締結するとともに、それに付随して本件物品の賃貸借契約の貸主の地

位を消費者に譲渡する本件貸主変更契約を締結し、その旨をアドバンスサポートに消費者と連名で通知する方法によって、アドバンスサポートの名義で本件物品の預託を受けているところ（以下、かかる一連の取引を「本件取引」という。）、同賃貸借契約は、3か月以上の期間にわたり本件物品を賃貸して賃料の支払いを受けることを内容とするものであり、本件取引は預託等取引に該当し、本件貸主変更契約は預託法第2条第4項に規定する預託等取引契約に該当する。

また、エスアイヘリシスは、預託等取引に基づき物品の預託を受けること及び預託等取引の対象とする本件物品を販売することを業として行っているため、預託法第2条第2項に規定する預託等取引業者に該当する。

- (3) エスアイヘリシスは、以下のとおり、少なくとも令和4年12月頃から令和5年1月頃までの間に、本件物品が預託等取引契約の対象となるにもかかわらず、預託法第9条第1項の確認を受けていない種類の本件物品に係る売買契約及び当該物品を対象とする預託等取引契約の締結について勧誘を行った。

これは、預託法第9条第1項の規定に違反するものである。

ア エスアイヘリシスは、消費者Aとの間で、令和4年12月頃に、預託法第9条第1項に規定する内閣総理大臣の確認を受けずに、本件物品に係る売買契約及び当該物品を対象とする預託等取引契約の締結について勧誘を行った。

なお、消費者Aの住所地は、福岡県である。

イ エスアイヘリシスは、消費者Bとの間で、令和4年年末頃から令和5年1月頃までの間に、預託法第9条第1項に規定する内閣総理大臣の確認を受けずに、本件物品に係る売買契約及び当該物品を対象とする預託等取引契約の締結について勧誘を行った。

なお、消費者Bの住所地は、千葉県である。

- (4) エスアイヘリシスは、以下のア及びイのとおり、少なくとも令和4年9月から令和5年2月までの間に、預託法第9条第1項及び第14条第2項に規定する内閣総理大臣の確認を受けずに、消費者との間で、預託等取引契約の対象となる物品を対象とする自ら売主となる本件売買契約及び当該物品を対象とする預託等取引契約を締結した。

これは、預託法第14条第1項の規定に違反するものである。

ア エスアイヘリシスは、消費者Aとの間で、令和4年9月頃、同年10月頃、同年11月頃及び同年12月頃に、預託法第14条第2項に規定する内閣総理大臣の確認を受けずに、それぞれ預託等取引契約の対象となる物品を対象とする自ら売主となる本件売買契約及び当該物品を対象とする預託等取引契約を締結した。

なお、消費者Aの住所地は、福岡県である。

イ エスアイヘリシスは、消費者Bとの間で、令和5年2月頃、預託法第14条第2項に規定する内閣総理大臣の確認を受けずに、預託等取引契約の対象となる物品を対象とする自ら売主となる本件売買契約及び当該物品を対象とする預託等取引契約を締結した。

なお、消費者Bの住所地は、千葉県である。

(5) 以上のとおり、エスアイヘリシスは、預託法第9条第1項及び第14条第1項の規定に違反する行為をしたと認められる。

また、エスアイヘリシスは、かかる違反行為を少なくとも令和4年9月から令和5年2月までの間において継続しており、加えて、エスアイヘリシスにおいては、消費者に引き渡した本件物品の売却代金が売上高のほとんどを占めているのであり、本件売買契約を締結しなければ、エスアイヘリシスの売上げは直ちに減少することとなる。この点も併せ考慮すれば、今後も本件同様の違反行為が継続又は反復される蓋然性が高いといえる。

したがって、エスアイヘリシスは、預託法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる行為をし、かつ、当該行為を引き続きするおそれがあると認定した。